

令和5年（第1回定例会）

厚生環境教育委員会 会議録

令和5年3月2日

厚生環境教育委員会 会議録

○開会日時 令和5年3月2日(木)

開議 午前10時00分

閉議 午後0時14分

○開会場所 市議会 第3委員会室

○出席委員(7名)

委員長	荒金卓雄君	副委員長	森大輔君
委員	安部一郎君	委員	森山義治君
委員	穴井宏二君	委員	黒木愛一郎君
委員	平野文活君		

○欠席委員(0名)

○委員外議員出席者(0名)

なし

○執行部出席者

教育長	寺岡悌二君	市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君
いきいき健幸部長	中島靖彦君	教育部長	柏木正義君
市民課長	大石宗徳君	高齢者福祉課長	入田純子君
ひと・暮らし支援 課長	甲斐博幸君	ひと・暮らし支援 課参事	江川潤君
障害福祉課長	大久保智君	市民福祉部次長	宇都宮尚代君
子育て支援課長	中西郁夫君	子育て支援課参事	内田千乃君
いきいき健幸部参事	内田剛君	いきいき健幸部 次長	大野高之君
健康推進課長	和田健二君	保険年金課長	石崎聡君
介護保険課長	阿南剛君	スポーツ推進課長	豊田正順君

教育部次長 稲尾 隆君 教育政策課長 奥 茂夫君
 教育政策課参事 森本悦子君 社会教育課長 古本昭彦君

○議会事務局出席者

主査 河野あや 主査 松尾麻里

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第1号	令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）関係部分	全員一致による原案可決
議第2号	令和4年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	全員一致による原案可決
議第3号	令和4年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	全員一致による原案可決
議第4号	令和4年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	全員一致による原案可決
議第24号	別府市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第27号	別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第28号	別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第29号	別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第30号	別府市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例及び別府市子ども・子育て会議条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第33号	別府市印鑑条例の一部改正について	全員一致による原案可決
議第36号	工事請負契約の締結について	賛成多数による原案可決
議第37号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について	全員一致による原案可決

議第38号	他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について	全員一致による 原案可決
議第41号	別府市営セーリング艇庫の長期かつ独占的な利用について	全員一致による 原案可決

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名押印する。

令和5年3月2日

厚生環境教育委員会

委員長 荒 金 卓 雄

厚生環境教育委員会 会議概要

○開議：10時00分

○荒金委員長

ただいまから、厚生環境教育委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）関係部分、外13件であります。

審査はお手元に配付している議案審査順序表の記載順により各課に説明を受け、質疑の後、採決いたします。

初めに、市民課関係議案の審議を行います。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）市民課関係部分について及び議第33号、別府市印鑑条例の一部改正について、当局から一括して説明願います。

○田辺市民福祉部長

市民福祉部部長の田辺でございます。

それでは、今回提出しております市民福祉部関係議案の概要について御説明申し上げます。

市民福祉部におきましては、議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）におきまして、市民課、高齢者福祉課、ひと・暮らし支援課、障害福祉課、子育て支援課の5課より予算案を提出しております。

また、議第33号におきまして、別府市印鑑条例の一部改正を市民課より、議第27号、別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び、議第28号、別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

続いて、議第29号、別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。そして、議第30号、別府市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例及び別府市子ども・子育て会議条例の一部改正について、の4議案を子育て支援課より提出しています。

順次、担当課より説明させていただきますので、御審議のほどをよろしく願います。

それでは、市民課の関係部分について御審査をお願いいたします。

○大石市民課長

市民課長の大石です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速説明させていただきます。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）市民課関係部分については、予算書29ページをお開きください。

歳出について御説明させていただきます。

事業番号0179、戸籍事務に要する経費の減額として122万5,000円を減額補正させていただきます。

これは、戸籍法の改正に伴う戸籍事務内連携により、L G W A N経由で他市区町村の戸籍情報の検索や参照を可能とし、届出書や戸籍の全国広域交付に対応する仕組みを構築するものです。

予算執行見込額を精査した結果、不用額を減額するものです。

次に、14ページをお開きください。

歳入について御説明させていただきます。

16款2項国庫補助金の上から1行目1目の総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

先ほど歳出で御説明しました整備費の国庫補助金の増額です。補助金算定基準に従い、116万8,000円を増額するものです。

次に、26ページをお開きください。

事業番号0856、男女共同参画に要する経費の減額について、155万6,000円を減額補正させていただくものであります。

これは、男女共同参画センター施設整備事業の実施に伴い、センターの一部業務閉鎖による夜間管理業務委託料が不要となりましたので、執行残額を減額するものでございます。

次に、7ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正の2総務費、1総務管理費の上から2行目の男女共同参画センター施設整備事業については、教育委員会社会教育課事業の美術館施設整備事業の対象となる建物を共有していることから、本事業を一括で実施しておりますが、世界的な半導体等の供給不足による機材の納品遅延により、今年度予定していた事業の完了が見込めないことから繰越明許費として588万6,000円を計上させていただきます。

次に、議第33号、別府市印鑑条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書50ページ、51ページをお開きください。

これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部

が改正され、利用者証明用電子証明書について個人番号カードに記録するもののほか、移動端末設備であるスマートフォンに組み込まれた電磁的記録媒体に記録するものが規定されたことに伴い、条例を改正しようとするものであります。

以上で、市民課関係部分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○荒金委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

(「なし」と発言する者あり。)

○荒金委員長

私のほうから、先ほどの歳出のシステム変更の話の中で、戸籍が全国のどこの自治体でも取れるというためのシステム変更ということですね。

現在は、住民票なんかはまあコンビニなんかを使えば全国どこでも取れるのですが、戸籍は基本、その人が戸籍のある自治体の窓口に行って申請しないともらえない、という不便さが残っておりますが、それが完全に解消されて全国どこでも窓口でも、また、コンビニでももらえるというふうになるのか、そこはちょっと詳しく。

○大石市民課長

今のお話ですが、委員長おっしゃったとおり、コンビニ交付で戸籍の証明を対応している市町村、これは全部ではないです、コンビニ交付で戸籍も対応している市町村に限りコンビニで取れていたのですけれども、それ以外については、自分の戸籍の置いている市町村だったら窓口に行けばいいと。ただ、市外の市町村に戸籍があって、例えば別府市に住民票がある方については、その自分の戸籍のある市町村がコンビニ交付に対応していなければ当然できません。ですので、郵便による請求とか、そういう手法だったのですが、この法改正によって、自分が住んでいる市町村の窓口で、たとえ戸籍が北海道であろうと東北地方であろうと、この新たな法改正に対応するネットワークを介して、市民課の窓口に来ていただければ自分の北海道の戸籍も取れるというような、マイナンバーカードを持っていなくてもですね、実は、コンビニを介さなくても取れるような仕組みを法務省のほうで構築を始めたというところでございます。

○荒金委員長

ちなみに、スタートの予定はいつ頃の時期でしょうか。

○大石市民課長

今、システム構築中ですので、来年ですね、令和6年の3月を予定しておりますということです。

○荒金委員長

令和6年の3月ですね、はい、分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、議第33号のいわゆるコンビニで今交付できるときには、マイナンバーカードを持って行って操作してやっておりますが、それも今度のこの条例改正で、いわゆるスマートフォンに何らかの電子証明が入っていれば、それを使ってコンビニの店頭でやはり住民票、戸籍等を交付できるという理解でよろしいのですかね。

○大石市民課長

おっしゃるとおりで、今までは利用者用電子証明はマイナンバーカードにしか入っていなかったのです。法改正で、皆さんお持ちのスマートフォンにマイナンバーの電子証明を入れられる法改正がありました。

これに対応するために、今別府市では、もちろんコンビニで取るためにはマイナンバーカード、窓口で取るためには印鑑登録証カードが必要になるのですが、今度は、スマートフォンに搭載もできるように法改正でなりますので、もうコンビニに行くときとかもマイナンバーカードを持たずにスマートフォンで、今までマイナンバーカードで操作したあのコンビニの端末に、スマートフォンをかざして同じように操作することが可能になるような法改正になっております。

○荒金委員長

それは、別府で具体的に可能になるのはいつぐらいからの予定ですか。

○大石市民課長

法改正が今年の5月ですので、それに間に合わせるために今回上程させていただいたのですが、別府市も施行日の5月を目指して準備を進めているところでございます。

○荒金委員長

ほかに質疑ありませんか。

○森山委員

その関連なのですけれども、スマートフォンにどうやって入れるかというのをやっぱり高齢者とかそのやり方分からないよね。

それはどうするのですか。

○大石市民課長

具体的なスマートフォンに搭載の仕方は、実はまだ国から正式に通知が来ていないのですが、今、スマートフォンにマイナンバーカードをかざすと通信できるようになっていますので、まずかざして登録という手法になるのではなかろうかと、自分で自宅ですすね、こう置いてってというような今の形を想定しております。

○荒金委員長

ほかに御質疑ありませんか。

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）市民課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号、市民課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第33号、別府市印鑑条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第33号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、市民課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩（10時12分）

再開（10時13分）

○荒金委員長

再開いたします。

次に、高齢者福祉課関係議案の審査を行います。議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）高齢者福祉課関係部分について、当局から説明願

ます。

○田辺市民福祉部長

それでは、高齢者福祉課関係部分について、御審査をお願いいたします。

○入田高齢者福祉課長

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）高齢者福祉課関係部分について御説明いたします。

予算書33ページをお開きください。

老人福祉費のうち事業番号0265、老人福祉施設措置に要する経費の19節扶助費について2,893万6,000円の増額を計上しております。

これは、養護老人ホームの生活扶助費の決算見込額に伴い、支援員処遇改善加算160万7,000円、入所者処遇特別加算101万6,000円、特定施設入居者生活介護の指定を外れました施設に係る入所者事務費増額分688万4,000円、入所人員増による1,942万9,000円を増額補正するものです。

以上で、高齢者福祉課関係部分の説明を終わります。委員の皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○荒金委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

特に質疑ありませんね。

○平野委員

これ定員は決まっているはずよね。今、3施設、何施設ですかね。

○入田高齢者福祉課長

別府市に3施設ございます、養護老人ホームは。

○平野委員

その定員は決まっているはずなのだけれども、いつも大体定員いっぱい入っているのではないかと私は思っていたのですけれども、空いていたところに入ったということですか。

○入田高齢者福祉課長

別府市には養護老人ホームが3施設ございまして、定員が165名あります。養護老人ホームの中でも視覚障がいの方ですとか、全盲の方とかいらっしゃるのですが、そういった施設が別府市にはないものですから、その場合は豊後大野市にあります養護老人ホーム、また、福岡のほうにあります聴覚障がいの養護老人ホームに入る場合もあります。

逆に、別府市内の養護老人ホームに定員の空きがある場合は、別府市外からの市民の方も入所される関係で、全て別府市の施設が別府市市民の方で入所しているというわけではないものですから、それでちょっと人数に変動が出てくる場合がございます。

○平野委員

なるほど。別府市民の人があちこちの施設に入ったと、人員が増えた、そういう意味ですね。分かりました。

○入田高齢者福祉課長

はい。

○荒金委員長

ほかに御質疑ありませんか。

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）高齢者福祉課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号、高齢者福祉課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、高齢者福祉課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩（10時17分）

再開（10時18分）

○荒金委員長

では、再開いたします。

次に、ひと・くらし支援課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）ひと・くらし支援課関係部分について、当局から説明願います。

○田辺市民福祉部長

それでは、ひと・くらし支援課関係部分についての御審査をお願いいたします。

○甲斐ひと・くらし支援課長

それでは、議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）のうち、ひと・くらし支援課関係部分について御説明いたします。

7ページをお開きください。

繰越明許費について御説明いたします。

上から6段目の生活保護適正化実施推進事業でございます。

これは、国庫補助率10分の10により、医療機関でマイナンバーによるオンライン資格確認を行うためのシステム改修の整備費等委託料でありましたが、国から詳細な仕様が公開されておらず、執行できないため280万5,000円の繰越しを行うものであります。

以上、ひと・くらし支援課関係部分の説明を終わります。

委員の皆様のご御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○荒金委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は御発言を願います。

私からすみません、今の内容を、生活保護の方が医療機関に行く場合、通常、医療書というのですかね、あの紙のものを持っていくのだと思いますが、それをもうマイナンバーカードを持っていけば窓口での受付がより簡単になる、という意味でよろしいのですね。

○甲斐ひと・くらし支援課長

そのとおりでございます。

生活保護者の方、今言われているとおり、保険証に代わる診療依頼書というのを持って病院の受付で窓口に出す形になりますので、それをマイナンバーでというところになっております。

○荒金委員長

もう一点ですが、具体的に生活保護の受けている方で、マイナンバーカードを持っている、または今回申請をしているという方の割合とかの把握はありますか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

一応、県のほうから、また、国を通じて、令和4年11月30日時点の保有者数、これを調査が来ておりました。生活保護者のほうは3,628人、11月30日時点の数になりますが、保有率は1,400人と38.6%になっております。

○荒金委員長

2月28日までがマイナンバーの基本的にはちょっとポイントと絡めての申請期間でしたが、全国でも70%、申請が進んでいるというふうに報道されております。まあ、市役所としても市民課なんか多くのいろんなPRをやってきて上がってきているのですが、ひと・くらし支援課としては、そういう生活保護を受けている方に、重ねて、マイナンバーカードを持ったらこういうメリットがありますよというような呼び掛け、その辺はされているのでしょうか。

○甲斐ひと・くらし支援課長

周知に関しましては、予算を取ってパンフレット等を作成する予定ではございますが、今、御存じのとおり、今、申請の方というのはかなり増えていると思いますので、それは調査が来たときは把握して、また周知していきたいと思っております。

○荒金委員長

はい、承知しました。ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第11号)ひと・くらし支援課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって議第1号、ひと・くらし支援課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、ひと・くらし支援課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩（10時23分）

再開（10時23分）

○荒金委員長

では、再開いたします。

次に、障害福祉課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）障害福祉課関係部分について、当局から説明願います。

○田辺市民福祉部長

それでは、障害福祉課関係部分についての御審査をお願いいたします。

○大久保障害福祉課長

それでは、議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）障害福祉課関係部分について、御説明申し上げます。

歳入に関しましては、2件お願いいたしております。歳入予算は全て歳出予算に関連いたしますので、歳出予算に併せて御説明させていただきます。

予算書の32ページをお開きください。

事業番号1011、地域生活支援に要する経費についての財源補正でございます。地域生活支援事業費等補助金の内示額の確定を受けまして、財源補正額として国庫分として3,072万7,000円、県負担分として1,536万2,000円の特定財源を減額計上し、その合計4,608万9,000円を一般財源として増額するものです。

歳入予算といたしましては、国庫分は14ページです、県の負担分は17ページ、それぞれ3,072万7,000円と県の負担分1,536万2,000円を減額計上いたしております。

以上で、障害福祉課関連予算の説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○荒金委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）障害福祉課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号、障害福祉課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で障害福祉課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩（10時26分）

再開（10時29分）

○荒金委員長

では、再開いたします。

次に、子育て支援課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）子育て支援課関係部分及び議第27号、別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、議第30号、別府市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例及び別府市子ども・子育て会議条例の一部改正についてまで、以上5件について当局から一括して説明願います。

○田辺市民福祉部長

それでは、子育て支援課関係部分についての御審査をお願いいたします。

○中西子育て支援課長

では、子育て支援課の関係部分について説明していきますが、お手元に配付しております資料の御確認をお願いいたします。

縦の資料で、歳入歳出それぞれございます。今回、歳入で件数が多いございますので、一覧表にさせていただいております。そうです、A3縦の。歳出のほうですね、そちらのほうに歳出の金額とあとその隣に、補正の財源として丸の数字と一般財源というような表現をさせていただいております。丸の数字はですね、もう一枚の。

○田辺市民福祉部長

今の歳出の部分と歳入の部分と2つ。

○中西子育て支援課長

2つございます、2枚。歳出のこちらの数字と歳入のこちらの数字が両方対応するようになっています。

○荒金委員長

委員の皆さんよろしいですか、資料は。

はい、では、説明を続けてください。

○中西子育て支援課長

それでは、歳出でまず説明をさせていただきます。

今回の歳出補正につきましては、事業実績見込みに基づき当初予算の見込額の減額及び追加額の補正となっております。

事業ごとの補正額を御説明させていただきます。

予算説明書の34ページをお開きください。

事業コード0013、職員人件費につきましては、0855、要保護児童対策に要する経費にて実施しております、安全確認のための体制強化事業に対する国庫補助金の人件費への充当のための財源補正ということで、歳出額は上がっていないのですけれども、内訳ということで上がっています。金額を載せておりませんが、292万2,000円を充当させていただいております。

次に、コード0291、児童手当支給に要する経費につきましては、19節扶助費、児童手当の減額、5,839万5,000円を計上しております。これは、児童手当受給見込者数の減少に伴う減額補正でございます。

次に、0292、児童扶養手当支給に要する経費につきましては、19節扶助費、児童扶養手当の減額、3,244万3,000円を計上しております。これも、児童扶養手当受給見込者数の減少に伴う減額補正でございます。

次に、事業コード0293、児童健全育成に要する経費につきましては、18節負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の利用予定額を下回るための減額、300万円を計上しております。

次に、0855、要保護児童対策に要する経費につきましては、12節委託料、子ども家庭総合支援拠点事業委託料につきまして、夜間・休日対応の見込数の減少に伴う減額116万8,000円、及び養育支援訪問事業委託料につきましては、訪問利用見込数の減少に伴う減額138万1,000円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金、支援対象児童等見守り強化事業補助金につきましては、交付申請額の減額に伴う不用額で減額の222万9,000円を計上しております。

最後の22節償還金利子及び割引料は、令和3年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の精算に伴う国庫返納金として29万円を計上しております。

次に、0903、民間児童福祉施設助成に要する経費でございます。

35ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金、民間児童福祉施設等整備費補助金の減額、8,878万3,000円を計上しております。

これは、新型コロナウイルスの影響で、3つの保育所が開始の予定をしておりましたが、そのうち1つが工事を延期したことによります減額となります。どうしても工事をするために、一旦プレハブに、仮設を建てて、そこで1年間ぐらい保育をしなければいけないのですが、十分なスペースを確保できないというところで、コロナ感染のリスクを考えて収まるまで延期したいという申出がありましたので、そのような対応とさせていただきます。

次に、1211、おおいた子育てほっとクーポンに要する経費でございます。クーポン事業の助成金の見込みの減少に伴う減額300万円を計上しております。

次に、1331、子育てのための施設等利用給付に要する経費につきましては、19節扶助費、施設等利用費の減額392万9,000円を計上しております。

決算見込みが当初予算額よりも減額となるためでございます。

次に、1365、子育て世帯生活支援特別給付金支給に要する経費につきましては、12節委託料、システム改修業務委託料の減額187万円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金の減額2,445万円を計上しております。これは、支給対象者が見込みを下回ったものであります。

次に、0295、保育所入所に要する経費につきましては、18節負担金補助及び交付金のうち、保育園運営費負担金は公定価格の単価改正や加算の創設等に伴う増額分として、1,605万2,000円を計上しております。

また、幼児教育・保育施設等物価高騰緊急支援事業補助金、これは、見込みを下回ったことに伴う減額、476万3,000円を計上させていただきます。本事業は、昨年6月議会において補正予算として計上させていただいたものであり、国の地方創生臨時交付金を活用した事業でございます。

結果として、当初の見込みを下回りましたが、対象施設47に対して33施設に補助をしております。

これは、給食の食材費の補填という部分で上げさせていただきます。

次に、0930、特別保育等に要する経費でございます。

36ページをお開きください。

12節委託料、地域子育て支援センター委託料につきましては、特別支援対応加算分の減額、106万1,000円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金、一時保育促進事業補助金につきましては、利用児童数が見込みを下回ったことに伴う減額705万円を計上しております。

次に、母子福祉事務に要する経費につきましては、19節扶助費、自立支援給付費の減額300万円を計上しております。児童を扶養しているひとり親が就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するために支給する、高等職業訓練促進給付金の受給見込者数減に伴う減額となります。

次に、0302、ひとり親家庭医療助成に要する経費につきましては、19節扶助費、ひとり親家庭医療扶助費が見込みを下回ったことに伴う減額415万7,000円を計上しております。

次に、37ページをお開きください。

衛生費になります。事業別コードが0322、子ども医療助成に要する経費につきましては、これは財源補正でございます。ふるさと納税の一般財源の繰入れに伴う財源補正として、金額としては1,355万8,000円を繰り入れさせていただいております。

以上、歳出の説明をさせていただきましたが、歳入は今回の歳出補正に伴います国及び県からの補助金、負担金等の補正となっております。

また、先ほど御説明しましたこの一覧表、A3の縦ですけれども、一覧表において歳入のほうなのですが、下から財源番号の⑳、㉑、㉒の過年度収入につきましては、いずれも令和3年度の実績報告に基づく国庫支出金と県支出金の追加交付額となっております。

次に、ちょっと戻るのですけれども、予算書の7ページを御覧ください。

繰越明許費補正について説明をさせていただきます。

子育て支援課関係は、上から5行目の民間児童福祉施設等整備費補助金でございます。

先ほど歳出で御説明しました、民間児童福祉施設等整備費補助金でございます。今年度、3施設が改修予定をしておりましたが、1施設見送ったことから2つの保育所、2施設に対して3億6,895万円を補助する予定がございます。このうち、事業の進捗状況などを勘案し、2億1,536万3,000円を令和5年度に繰り越すものでございます。

以上で、議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）子育て支援課関係部分の説明を終わります。

引き続き、議第27号、別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

議案書37ページから39ページになります。

これは、放課後児童健全育成の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働

省令第63号の一部が改正され、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の所在の確認が規定されたことに伴い、条例を改正しようとするものであります。

次に、議第28号、別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は40ページから42ページになります。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第61号の一部が改正され、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の所在の確認が規定されたことに伴い、条例を改正しようとするものであります。

次に、議第29号、別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明いたします。

議案書は43ページから45ページとなっております。

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、平成26年内閣府令第39号の一部が改正され、懲戒に関する規定が削除されたこと等に伴い、条例を改正しようとするものであります。

最後に、議第30号、別府市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例及び別府市子ども・子育て会議条例の一部改正について、御説明いたします。

議案書46ページをお開きください。

これは、子ども・子育て支援法、平成24年法律第65号の一部が改正され、条の移動が生じたことに伴い、条例を改正しようとするものであります。

以上で、子育て支援課関係部分の説明を終わります。委員の皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○荒金委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○安部委員

質問なのですが、家庭的保育事業というのは端的に言うとどういうことですか。どういうものを指すのですか。

○中西子育て支援課長

いわゆる施設利用とかではなく、少人数でやるその保育という。

○安部委員

少人数保育。

○中西子育て支援課長

規模の少ない保育を家でやったりとかですね、その保育士さんという施設で預かるのではなくて、家とかで預かるとかそういったものになります。

○安部委員

小規模事業者ということでもいいのですか。当然、子ども関係なので認定なのでね。

○宇都宮市民福祉部次長

子どもの数によって、その規模によって言い方がちょっと変わってきますが。

○安部委員

数は何人ぐらいですか。

○宇都宮市民福祉部次長

大体、ちょっとごめんなさい、今、正確な数字は申し上げられないのですが、5人前後ぐらいとかですね。本当におうちでアットホームな感じでおうちにいるのと同じ環境で子どもを見るというのが小規模っていうくくりになります。

○安部委員

その小規模事業者ができるのですね。

○宇都宮市民福祉部次長

まあ別府市にはされている方がいらっしゃらない。

○中西子育て支援課長

別府市内では今のところまだこういう事業をやっているところはございません。

○安部委員

だから、今後できるということでしょう。

○中西子育て支援課長

そういう御要望というか、お申出があればですね、また御検討はさせていただきます。

きたいと思います。

○荒金委員長

よろしいですか、ほかに御質疑ありませんか。

ちょっとよろしいですかね、母子保健費の子ども医療助成に要する経費で、これは財源補正ですから、利用者が増えているかどうかというのを伺えたらと思うのです。これ恐らく昨年からでしたか、小学校から中学校までの一般の方で通院の医療費が1回分500円と。それが4回までは500円で、5回を超えたら無料ですか、こういう家庭に助かる制度をしていますが、この利用者自体は制度がスタートして増えているというか、活用が多いのでしょうか。

○中西子育て支援課長

この制度ですね、昨年の10月からスタートをしております。医療費そのものの請求については若干遅れて来ますので、やっとその10月以降の受診の状況がそろそろ判明してくるところでございまして、医療費というパイでどれぐらいの伸びになったのかという具体的なところまでは現在つかめておりませんが、7月から対象となる小中学生の申請はずっと受け付けておりまして、こちらのほうからプッシュ型で申請していない人にもまだ早く申請してくださいねということをお声掛けさせていただきましたので、もう対象者のかなりの数、9割近くの方には保険証のほうは行き渡っております、受給者証のほうは。そういう状況でございませぬ。

○荒金委員長

ちょっともう一個、別のなのですが、子育てのための施設等利用給付に要する経費のところちょっと関連なのです。これまで南部のレンガホールのところにあった南部児童館とかが、昨年、一昨年ですかね、おひさまパークに移りました。そこのレンガホールのほうはB－b i z L I N K等が残ってやっていたのですが、私が前通るたびにまだ南部児童館とかいう看板というか、パネルがね、案外残っていたのですよ。ほんで、今回、B－b i z L I N Kのトランジットが入るといふこととか、あと、大分銀行が新たに建て直し等したのが一つのきっかけか知りませんが、看板が取り外されておりました。

別に残ったことを責めるわけでないのですが、あの看板そのものがね、非常に私は何かこう重みのある造りのやつ、レンガホールにマッチしたやつだったので、あれを処分、廃棄したのか、それとも何か残しているのであれば、ちょっと別府の子育てのその歴史の遺産というか、というような形で、例えばおひさまパー

クにね、以前はこういう形でしていたのを移ったのですよというような歩みがね、分かるような形で看板を生かせないかなという思いがあったのでちょっとお聞きしたいのです。

○中西子育て支援課長

私も就任してから、あそこに児童館が移った後に、まだ看板が残っているのに気がつきまして、急いで撤去をお願いしたところで。一番は、利用者の方が混乱を招くというところで、早急に対応する必要があるというふうに判断したのです。撤去するに当たっては、その後、やはりB－b i z L I N Kが利用するであるとか、その後のそのまだレンガホールの活用がございましたので、あのパネルも残すとやはりどうしてもレンガホールそのもののほうに傷をつけるというのですか、壁をそいで剥がすような形になりまして、そこはやはり本意ではないというかというところで、もうやむなくそのまま剥ぎ落としてそのまま捨ててしまったのです。きれいに保存するためにはどうしても壁のほうに手を入れなければなりませんので、もうそのまま外す、壁をきちんと保存するためにパネルを外すという方法を選択いたしました。

○荒金委員長

はい。それはもうそういうふうにしたというので、はい、分かりました。
ほかに御質疑ありませんか。

○森山委員

これ全部ね、0291から0292、0293、全て利用者の減ということなのですが、やっぱりそれだけの少子化ということと捉えるのか。それとも、やはり予算のあれで決算見込みの違いというか。それでね、今日でなくてもいいので、その数字、人数の、そういうのは出るのですか。この人数。児童健全育成に要する経費とかそういうのは、児童数の減って言っていたではないの、児童扶養手当支給に対する。だから、その分の数字っていうのは、今日は持ち合わせていないだろうけれども出るのですね。

○田辺市民福祉部長

あくまで、今は見込みの段階ということになりますので、見込みの数字はもちろん出ていますけれども、最終的には決算のときに数字は出るというような形になっています。

○森山委員

分かりました。もし出ればまた教えてください。

○荒金委員長

ほかに御質疑ありませんか。

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）子育て支援課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号、子育て支援課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第27号、別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第27号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第28号、別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第28号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第29号、別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第29号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第30号、別府市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例及び別府市子ども・子育て会議条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第30号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、子育て支援課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

休憩（10時54分）

再開（10時55分）

○荒金委員長

再開いたします。

次に、健康推進課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）健康推進課関係部分について、当局から説明願います。

○和田健康推進課長

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）における健康推進課関係部分について、御説明いたします。

まず、歳出部分から御説明いたします。

予算書の37ページをお開きください。

事業番号0318、予防接種に要する経費の追加額についてであります。

令和3年度感染症予防事業費等国庫補助金の交付決定額の確定に伴い、国庫返納金108万円を計上するものです。

次に、事業番号1364、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費の追加額についてであります。

これも令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の交付決定額確定に伴い、国庫返納金5億5,615万円を計上するものです。

次に、事業番号0328、健康診査に要する経費の追加額についてであります。

令和3年度感染症予防事業費等国庫補助金の交付決定額の確定に伴う国庫返納金112万5,000円。令和3年度健康増進事業費補助金の額の確定に伴う県返納金45万8,000円を計上するものです。

また、同ページ事業番号1307、みんなでつくる健幸のまちべっぷに要する経費についてであります。北部地区公民館運動室電気工事に入札残があったため、工事費371万4,000円を減額するものです。

続きまして、38ページ、事業番号1103、保健センター管理運営に要する経費についてであります。需用費として光熱水費が電気・ガス代の値上がりのため78万9,000円を増額するものです。また、工事請負費については、別府市保健センター

擁壁撤去工事の入札残があったため、313万8,000円を減額するものです。

続きまして、予算書の7ページをお開きください。

第2表の繰越明許費として、4款衛生費356万8,000円の計上を今回お願いするものです。

これは、先ほども説明した北部地区公民館運動室電気工事が年度内に完成が間に合わない場合、支払が年度をまたぐため完成後の支払予定金額を計上しております。

以上で、健康推進課関係部分の説明を終わらせていただきます。御審議のほうをよろしく願いいたします。

○荒金委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

私のほうからよろしいですかね、事業番号1364の新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費ということで、いわゆる国庫返納金が5億5,600万円、まあ額は大きいと思うのですが、令和3年度の分の返納ということですね。もうワクチン接種が2020年からですかね、始まって、まあ大まか私なんか5回まで受けたのですが、令和3年度という、2回目、3回目ぐらいなのかなと、ちょっと回数是不正確で申し訳ないのですが、恐らく人数の想定があって、ワクチン接種の回数の想定ができて、それに応じた国からの補助金が出てやっていると思うのです。これだけ5億5,000万円、ちょっと額は大きいのではないかと思うのですが、それだけ見込みしていた接種予定者の人数まで行かなかったのか。要は、持病を持っているとかいろんな理由で接種を希望しないとかいうのはもちろんありますけれども、思った以上にその接種予定が伸びなかったという結果のこの返納なのかどうか、ちょっとそこを確認したいのです。

○大野いきいき健幸部次長

今の御指摘の、返還の、どうしてこんなに余剰が出てしまったのかということなのですが、令和3年に、ちょうど1回目、2回目の接種の際になるのですが、我々としては、まあ当初、国のほうに補助を申請したときに、令和3年の4月から12月分ぐらいまでを見込んで補助金のほうを交付をお願いして、その申請は受理されたのですが、実際交付金額、使っているのはもう7月までですよというふうなことで、後ほどちょっとその辺の変更がありまして、そこで7月以降、7月というところだとちょうど国のほうでも毎日1万人ワクチン打ちますよというところで、我々のほうもアリーナに集団接種会場とか設置して一番打っていた時期になるの

です。そこから以降の分の見込んでいた額をもう使わないまま余剰が発生してしまっただけということで、主にその部分が先ほど、今回の補正を組ませていただいたときに5億5,000万円のうちの4億2,000万円が、その8月以降12月ぐらいまでの分の申請額が、もうそのまま使わずに私どものところの予算のほうに残っていましたので、今回、令和4年度補正で県のほうに返還するというふうなことです。

○内田いきいき健康部参事

今の委員長のほうから、予定していた人数より少なくなったのではないかとという質問もありましたけれども、この令和3年度が、今、次長が説明したように、第1回目の接種、第2回目の接種が該当します。

第1回目は、もう2年前5月ぐらいから始まりましたかね、7月に1日100万人接種ということで、国のほうが自治体のほうに打ってくれ、打ってくれということで、うちのほうが大体9月ぐらいで打った状況なのですが、第1回目が人口にして84.4%、うち65歳以上は98.1%です。第2回目が、人口で比較すると83.6%、65歳以上が97.5%になっています。ですから、全国よりも当然高い数値で別府では接種をしていると。現状を言いますと、オミクロン対応ワクチンでいきますと、65歳以上の方が大体70%ですね、オミクロン対応ワクチン。全体でいくと46.3%になっています。これが、2月28日ぐらいの数字になっておりますが、やはりオミクロンのほうになるとかなり低くなっているというふうになっております。

○荒金委員長

御丁寧にありがとうございました。もう一点、我々、5回までは大まか通知が来て、アリーナで打ったりしてきたのですが、6回目、7回目という話も一時まだ続いていくのではないかとというのが出てきていたのですが、今回、コロナの第5類に変えるとか、まあ収束の目安がですね、見えてきているとかで、もう6回目以降のワクチン接種に関して、どのような予定をちょっと考えているのか、そこを教えてもらいたいと思います。

○大野いきいき健康部次長

お答えいたします。今のところ、国のほうで決まっている部分についてお答えさせていただきます。

ワクチン接種につきましては、2023年度5月から8月に、春夏の追加接種ということで、ここは65歳以上の高齢者、それから基礎疾患を有する方、それから医療従事者、高齢者施設等の従事者というふうなところで接種を行うこととなっております。

そして、23年度の今度は令和5年ですね、9月から12月に秋冬接種ということで、ここはもう接種を希望する方、国民全て接種可能となっていますので、委員長言われていた、6回目接種が5月から8月、7回目の接種が9月から12月というふうなことになるかと考えております。

使用するワクチン等、詳細につきましては、今はまだ国のほうで検討中でありまして、こちらの結果が3月の第2週ぐらいに我々の市町村のほうに通知が恐らくありますので、実は今年度の予算には来年度のワクチンの予算っていうのはまだ要求していないのですけれども、国のほうの方針決定次第、予算のほうの要求をさせていただきまして、また、追加で委員会のほうには上程する予定となっております。

○荒金委員長

一番ね、気になるのは、要は個人負担の費用が従来どおり無償なのか、もう有償に切り替わるのか、その辺の見込みはどうですか。

○大野いきいき健康部次長

はい、お答えいたします。令和5年ですね、2023年度につきましては、新型コロナワクチン接種は従前どおり無償というふうなことで予定されております。

今のところ、令和6年度以降は有償も視野に、今ちょっと国のほうで検討中と伺っております。

○荒金委員長

はい、分かりました。

ほかに御質疑ありませんか。

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）健康推進課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって第1号健康推進課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、健康推進課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩（11時07分）

再開（11時07分）

○荒金委員長

再開いたします。

次に、保険年金課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）保険年金課関係部分及び議第2号、令和4年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、並びに議第4号、令和4年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の以上3件について、当局から一括して説明願います。

○石崎保険年金課長

それでは、保険年金課関係議案3件につきまして、御説明をさせていただきます。

初めに議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）のうち、保険年金課関係部分について御説明をさせていただきます。

予算書の13ページを御覧ください。

歳入16款1項1目民生費国庫負担金の国民健康保険基盤安定負担金を510万9,000円減額しております。

次に、16ページを御覧ください。

17款1項2目民生費県負担金、国民健康保険基盤安定負担金を3,928万円減額しております。これは、保険税の軽減措置を講じたことによる不足分を公費で補填し、さらに、軽減の対象となった被保険者数に応じて一定割合を公費で支援するものであります。また、今年度から始まった未就学児の均等割軽減措置に対するものも含まれております。

今回、国、県ともに負担金額が確定したことに伴い、減額するものであります。

次に、その下に記載してあります後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましても、額の確定に伴い、1,314万3,000円を減額するものであります。

続いて、歳出であります。32ページを御覧ください。

事業番号0261、保険基盤安定繰出金の減額であります。保険税軽減分を4,896万7,000円、保険者支援分を615万6,000円、未就学児均等割保険税繰出金を406万円、それぞれ減額しております。歳入で保険基盤安定負担金の際に触れましたが、国、県からの負担金を一般会計で受け入れ、それに、市の負担分を加えて国民健康保険事業特別会計に繰り出すものであります。そのため、国県負担金の減額に伴い、一般会計からの繰出金も減額となったものであります。

次に、事業番号0262、国民健康保険事業特別会計繰出金1,822万5,000円の減額であります。これは、財政安定化支援事業繰出金で、特別の事情などに対し一般会計が財政支援を行うものであり、国からの交付税措置が確定したことに伴い減額をするものであります。

続いて、33ページの下段を御覧ください。

事業番号1038、後期高齢者医療に要する経費391万2,000円の減額であります。大分県後期高齢者医療広域連合に対して、支出する市の負担金の額の確定に伴い、減額するものであります。

次に、事業番号1040、保険基盤安定繰出金、1,750万円の減額であります。国保と同様に、後期高齢者医療制度においても、保険料の軽減分を公費で補填し繰り出すもので、負担金の減額に伴って減額するものであります。

続きまして、議第2号、令和4年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号についてであります。

特別会計補正予算書、6ページを御覧ください。

歳入4款1項1目保険給付費等交付金に追加額として普通交付金1,000万円、特別交付金7,740万8,000円を計上しております。今回見込額が増加したことから増額補正をするものであります。

続いて、7ページを御覧ください。

6款1項1目一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金、保険税軽減分4,896万7,000円、同保険者支援分615万6,000円、未就学児均等割保険税繰入金406万円、財政安定化支援事業繰入金1,822万5,000円、それぞれ減額しており、先ほど一般会計、繰出金にて御説明した額と同額になっているものであります。

続きまして、歳出8ページを御覧ください。

事業番号3210、一般被保険者の療養費に要する経費の追加額として、1,000万円の追加額であります。療養費が不足すると見込まれることから、増額補正をするものであります。

続いて、9ページから11ページについては、いずれも財源補正となっております。

9ページでは事業番号3257、一般被保険者医療給付費分納付金、続きまして10ページ、事業番号3259、一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金、続いて11ページ、事業番号3261、介護納付金分納付金、いずれも納付金全体に対して一般会計繰入金の額との確定による財源補正であります。

続きまして、歳出12ページを御覧ください。

事業番号3239、基金積立金1,243万8,000円の減額であります。

次に説明します県返納金の確定に伴い、減額し県返納金に充てるためのもので

あります。

次に13ページを御覧ください。

事業番号3233、精算返還金1,243万8,000円の追加額であります。これは、過年度の特別交付金の超過交付分を県に返納するための経費であります。

続きまして、議第4号、令和4年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、御説明いたします。

特別会計予算書39ページを御覧ください。

歳入3款1項2目、保険基盤安定繰入金1,750万円の減額であります。これは、額の確定に伴う減額補正となります。

次に、40ページを御覧ください。

事業番号4501、後期高齢者医療広域連合運営等に要する経費1,750万円の減額であります。大分県後期高齢者医療広域連合に対して支出する保険料等負担金には、保険料以外に基盤安定繰入金も含まれ、同繰入金が減額されたため同額を減額補正するものであります。

以上、簡単ではありますが、保険年金課関係議案についての御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○荒金委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○安部委員

後期高齢者の大分県の負担金が減額ということですが、では、後期高齢者の対象人数とその推移について教えてください。

○荒金委員長

議案書、何ページというのは。

○安部委員

議案書、何ページかな。

○荒金委員長

後期高齢者ですね。

○安部委員

そうですね、後期高齢者の。大分県に対する負担金の減額が出ていたのですね。40ページですかね、ありがとうございます。人数が減ったということでいいのですかね、対象人数が。

○石崎保険年金課長

対象人数が減ったというよりも、この負担金につきましては後期高齢者医療広域連合におきまして、全県下で計算して、それになおかつ人口割りと高齢者割りとで計算されていたと。

○安部委員

それはいいのです。だから人数を教えてください。対象人数どれぐらいいるか。

○森山委員

まだ分からないのでは。

○安部委員

いや、毎年出ているでしょう、後期高齢者というのは。

○石崎保険年金課長

あのこれ事務費の減額ですので、人数等は関係がないものになります。

○安部委員

それでは、単純に後期高齢者というのはどれぐらいいらっしゃるのですか。後でもいいですよ、別に。

○石崎保険年金課長

後でよろしいですか。すみません、ちょっと人数の資料が。

○荒金委員長

後期高齢者医療に入っている別府市の被保険者数を教えてくださいと。

○安部委員

そうですね、それが知りたい。その推移も知りたいです。

○石崎保険年金課長

令和3年度が2万393人ですね。令和4年度が、ちょっとこれが今直近というような形になるのですけれども、人数は変更しますけれどもよろしいですか。

○安部委員

はい、教えてください。

○石崎保険年金課長

これがですね、大体120人ぐらい多くなっている状況にはあります。

○安部委員

やっぱ増えてきているのですね。

○石崎保険年金課長

はい。団塊の世代が令和5年度まで続きますので、それ以降は減っていくと見込まれています。

○安部委員

はい、ありがとうございます。

○荒金委員長

ほかに御質疑ありませんか。

○平野委員

令和4年度の決算見込みになるのですけれども、子ども医療費の令和3年度と比べて、令和4年度から中学生まで補助をすることになっているのですよね。

○石崎保険年金課長

負担軽減の分ですか。

○平野委員

そうです、そうです。

○石崎保険年金課長

はい。

○平野委員

それが、どれくらい、あれ何月から始まったのですか、10月から。

○石崎保険年金課長

今年度からですね。

○平野委員

もう4月から始まっているのですか。

○石崎保険年金課長

はい。実際には国民健康保険税の第1期が6月からということになりますので、6月分からということになりますが。

○平野委員

医療費の減額の令和4年度の総額というのが分かりますか。

○石崎保険年金課長

えっとですね、まだ決算が終わっていない状況ではあるので、ちょっと何とも言えないのですけれども。

○荒金委員長

平野委員がおっしゃっているのは、令和4年度の医療費全体ですか、それとも子ども。

○平野委員

子ども医療費、その令和3年度までは未就学児までしか。

○石崎保険年金課長

保険税の均等割りというところによろしいのですかね。それとも医療費。

○平野委員

医療費、医療費助成。国保関係の子どもの。

○石崎保険年金課長

子育ての部門、子育て支援課のほうになるものでですね。

○平野委員

ああそうなのですか。いや、国保の関係でどれくらい支払いが減ったのかなと思ったのですが。

○石崎保険年金課長

支払自体が減ったというよりも、本来、国民健康保険に入っている方であれば、国民健康保険のほうから医療費を出さないといけないという仕組みになっております。今、委員さんのほうが言われるのは、病院でのその窓口の負担の部分だと思います。その窓口の負担部分については、先ほどから言いますように、国保の場合、通常であれば3割負担で7割が国民健康保険で負担すると。その御自分がお支払されるその3割部分が、子育て支援課のほうで支援しているというところになるもので、うちの国民健康保険とすれば、その7割部分を療養給付として返すと。また、高額になれば高額療養費としてお返しするのですが、その部分も子育てのほうは一定程度限度額といいますか、頭打ちを出していますので、その差額分について子育てから我々のほう、国保の会計のほうにいただくという仕組みになっています。

そのため、その今御質問がありました医療費がどうかというその年代区分というのはちょっと拾い出してみないとですね。

○平野委員

分かりました。子育てのほうに聞けばそれは分かるのですね。

○石崎保険年金課長

そうですね。

○平野委員

はいはい、分かりました。すみません。

○荒金委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）保険年金課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号、保険年金課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第2号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第4号、令和4年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で保険年金課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩（11時23分）

再開（11時24分）

○荒金委員長

では、再開いたします。

次に、介護保険課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）介護保険課関係部分及び議第3号、令和4年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、当局から一括して説明願います。

○阿南介護保険課長

では、説明につきましては、一つ一つ行うべきところがございますけれども、資料配付させていただいておりますので、極力まとめた形で資料に沿って説明させていただきたいと存じます。

では、まず資料左上の介護保険事業特別会計補正予算から説明させていただきます。

資料左側上段の歳出を御覧ください。

一番目に記載しております4400、介護保険管理に要する経費でございますが、後ほど歳入のほうで御説明いたしますが、国からの補助金が交付されることに伴い、財源補正を行うものでございます。予算額の補正はございません。

次に、その下①のそれぞれ減額されている経費につきましては、利用者の減等に伴う介護給付費の決算見込額に基づいて減額補正するものでございます。①の1、増額補正となりました4439、地域密着型介護サービス給付に要する経費1億円につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者が増えたことや、地域密着型通所介護の利用者が増えたことなどに伴い給付費の増額補正をするもので、その下、4407、施設介護サービス給付に要する経費1,560万円につきましては、より要介護度の重い利用者の増加などに伴い、給付費の増額補正をするものでございます。

また、その下の4410、居宅介護住宅改修に要する経費20万円と、その2つ下の4415、介護予防福祉用具購入に要する経費40万円、4416、介護予防住宅改修に要する経費50万円、4417、介護予防サービス計画に要する経費50万円の追加額につきましては、主にそれぞれ一人当たり給付費の増に伴い増額補正するものでございます。

次に、②部分の経費につきましては、これは、地域支援事業関連でございますが、こちらもそれぞれ①同様に決算見込額に基づいて減額補正するものでございます。

次に、③の4427、過年度保険料還付金の増額補正ですが、これは、昨年度までの保険料額が減額となった場合に、既に納付いただいている保険料を還付するものであり、前回の12月議会にて一度増額補正の議決をいただいておりますけれども、還付金の増加に伴いまして再度今回増額補正をするものでございます。

①の合計7,680万円の減額と②の合計1,900万円の減額に関連しまして、資料右側の歳入でございますが、①につきましては、国、支払基金、県及び市からの介護給付費繰入金Cまでの合計6,191万4,000円が減額となっております。

②につきましても、国、支払基金、県及び市からの地域支援事業繰入金Dまでの合計1,463万円が減額となっております。このうち、市からの介護給付費繰入金Cの960万円と地域支援事業繰入金Dの237万5,000円につきましては、左下、一般会計歳出の網掛け部分①介護給付費繰出金と②地域支援事業繰出金として、それぞれ同額を減額しております。

上段に戻りまして、右が歳入、最下段のシステム改修費補助金、星マークをつけておりますが、この4万4,000円につきましては、令和4年10月の介護報酬改定に伴いまして、システム改修に対し国から補助金が交付されるものでございます。

この補助金の交付に伴いまして、冒頭御説明いたしました4400、介護保険管理に要する経費の財源補正を行います。

以上によりまして、補正歳出合計がAの9,494万4,000円の減額で、補正歳入合計がBの7,650万円の減額となりまして、差額の1,844万4,000円を左側中段に記載しております予備費の追加額として計上するものであります。

介護保険事業特別会計補正予算は以上でございます。

続きまして、一般会計補正予算について御説明いたします。

まず、左側歳出、介護保険施設等整備費補助金1,536万2,000円の減額でございますが、これは、介護療養型医療施設が介護医療院へと転換するための工事を1施設予定していたのですけれども、今年度は実施しないこととなったため減額補正するものでございます。この減額補正につきましては、10分の10の補助となっておりますので、右側歳入の公的介護施設等整備事業費補助金につきましても、同額を減額しております。

左側歳出の網掛け部分は、先ほど御説明いたしました介護保険事業特別会計の繰出金の減額でございます。

その下の繰越明許費でございますが、これは、第8期介護保険事業計画で整備計画を立てておりましたが、看護小規模多機能型居宅介護事業所、1施設の整備を今年度実施しておりますが、昨今の情勢により建築資材の調達に遅延が生じている等により、今年度内の工事完了が困難となりましたので次年度へ繰り越すものでございます。

すみません、以上、駆け足となりましたが介護保険関連部分の説明を終わります。

委員の皆様のお審議をよろしくお願いいたします。

○荒金委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

特にありませんか。

はい、別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）介護保険課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号、介護保険課関係部分については、原案のとおり可決するこ

とに決定いたしました。

次に、議第3号、令和4年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第3号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で介護保険課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩（11時32分）

再開（11時32分）

○荒金委員長

再開いたします。

次に、スポーツ推進課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）スポーツ推進課関係部分及び議第41号、別府市営セーリング艇庫の長期かつ独占的な利用について、当局から一括して説明願います。

○豊田スポーツ推進課長

スポーツ推進課の豊田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

初めに、議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）スポーツ推進課関係部分について御説明をいたします。

予算説明書7ページをお開きください。

繰越明許費についてでございます。表の下から4段目、体育施設改修事業、事業内容につきましては、青山プールの50mプールろ過装置改修業務でございます。機材等の納入遅延により、年度内の完了が見込めないこととなったため、未執行額796万4,000円の繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、議第41号、別府市営セーリング艇庫の長期かつ独占的な利用についてを御説明をいたします。

議案書65ページをお開きください。

別府市営セーリング艇庫を大分県セーリング連盟に、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで、長期かつ独占的な利用をさせることについて、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議

決を求めるものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○荒金委員長

以上で、当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）スポーツ推進課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号、スポーツ推進課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第41号、別府市営セーリング艇庫の長期かつ独占的な利用について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第41号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、スポーツ推進課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩（11時35分）

再開（11時37分）

○荒金委員長

はい。では、再開いたします。

次に、教育政策課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）教育政策課関係部分及び議第24号、別府市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、並びに、議第36号、工事請負契約の締結についての以上3件について、当局から一括して説明願います。

○寺岡教育長

教育部でございます。担当課より御説明をさせていただきます。どうぞよろし

くお願いいたします。

○柏木教育部長

まず、教育部教育政策課関係議案は、先ほど委員長が言いましたとおり、議第1号、教育政策課関係部分、議第24号並びに議第36号の3議案です。それでは、担当課長のほうから説明いたしますので、何とぞ慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○奥教育政策課長

それでは、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）教育政策課関係部分について、御説明いたします。座って説明をさせていただきます。

歳入予算、歳出予算相互に関連しておりますので、歳出予算から先に御説明いたします。

予算書50ページをお開きください。

0551、小学校の運営に要する経費の追加額、需用費275万8,000円、こちらは、物価高騰による光熱水費、電気、ガス、LPガス、水道料の上昇に対する増額であります。

次に、0553、小学校の施設整備に要する経費は、亀川小学校管理教室棟改修工事の施工内容を変更したことに伴い、施設整備事業債の増額270万円について知事の同意を得たことによる財源補正であります。

51ページを御覧ください。

0566、中学校の施設整備に要する経費の減額1,315万6,000円は、小学校と同様に中学校の施設整備工事の施工計画見直しに伴う減額であります。

52ページを御覧ください。

1244、図書館等一体的整備に要する経費は、国の補助金の確定による国県支出金4万1,000円増額及び充当率が高い地方債、こちらは公共施設等適正管理推進事業債であります、こちらの発行について、知事の同意を得たことにより、地方債670万円を増額し、基金繰入金を674万1,000円減額する財源補正であります。

53ページを御覧ください。

0667、小学校の給食施設整備に要する経費は、食物アレルギー対応調理場整備事業の事業費及び事業工程が確定したことに伴い地方債を310万円増額し、一般財源を同額減額する財源補正であります。

続きまして、歳入についてです。7ページにお戻りください。繰越明許費です。11教育費、6保健体育費、食物アレルギー対応給食調理場整備事業419万円につきましては、翌年度に全額繰越し、令和5年度において事業を実施いたします。

15ページを御覧ください。

新図書館整備事業の財源である国庫補助金、こちらを4万1,000円増額しております。

23ページを御覧ください。

小学校施設整備事業債270万円の増額、中学校施設整備事業債1,140万円の減額、図書館等一体的整備事業債670万円の増額、食物アレルギー対応調理場整備事業債310万円増額をしております。なお、ただいま御説明しました地方債の限度額は9ページの一覧表に記載をしております。

次に、条例について御説明いたします。

議案書の33ページを御覧ください。

議第24号、別府市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。学校給食センター化のため、別府市学校給食共同調理場を建て替えることに伴い、条例名称中、別府市学校給食共同調理場を別府市学校給食共同調理施設に改め、別府市学校給食センター及び別府市食物アレルギー対応給食調理場の名称及び位置を定めるものであります。令和5年9月1日から施行いたします。

続きまして、その他議案について御説明いたします。

議案書の54ページをお開きください。

議第36号、工事請負契約の締結についてです。

別府市屋内運動場等空調設備整備事業につきまして、設計・施工一括の工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものです。

契約の相手方は、信和・地熱・和光・矢野建設工事共同企業体、契約金額は税込みで16億5,000万円、契約期間は令和6年9月30日までであります。

以上で、教育政策課関係部分の説明を終了します。御審議のほどよろしく願いいたします。

○荒金委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○安部委員

給食調理場なのですが、物価高騰によってですね予定どおりいっていませんか。

○奥教育政策課長

現在の原町にできております新給食センターの案件でよろしいですか。

○安部委員

はい。

○奥教育政策課長

現在のところ、進捗状況は大体5割から6割で、今年の6月の完成、6月末の完成予定で順調に推移をしております。

○安部委員

順調にいつている。ああ、すごいね、はい、ありがとうございます。

○荒金委員長

ほかに御質疑ありませんか。

○平野委員

工事請負契約の問題なのですが、予定価格というのは公表、事前に公表しているというふうに聞きましたが、これ公表しているということはもう入札する人、業者は、それ以下で入札すればオーケーということになるからですね、ぎりぎりそれに近い、高い金額で競い合うというようなことで、予定価格の公表というのはどういう意味があるのですかね。

○奥教育政策課長

予定価格でございますけれども、別府市契約事務規則の第40条に規定がございまして、原則は公開しないようになっております。ただ、ただし書がありまして、工事請負及び、建設工事に関する測量、設計、調査その他の委託業務のうち、一定の条件を満たすものについては、この限りではないというふうになってございまして、今回は、体育館空調整備事業につきましては、非常に重要施策でございますし、大型事業となりますので、公開をする形で、こちらは、昨年12月15日に開催された別府市建設工事競争入札参加資格審査委員会において公表を決定いたしました。翌12月16日に公告を行いましたけれども、その中で予定価格を公表するようにいたしました。

ですので、参加される業者さんにつきましては、今回、要件設定型一般競争入札でございますので、その予定価格を見た上で、参加できる形態を採りましたの

で、実際に申込みをされたときに予定価格が非公表になっていたときに、実際にその手を挙げたけれどもそこら辺で要件を満たさずというそういったおそれがないものというふうに認識をしております。念のために、その最低制限価格も今回設けましたので、そういった点でも担保をする形を採ったものと認識しております。

○平野委員

なぜ公表するのですかという質問なのですけれども、その公表をこの限りでないという規定、原則非公表を公表するようにしたというのですが、だから、そうすれば、入札価格が高止まりするのではないのですかね。経費が低くするのが経費節減になるのではないのですか。

○奥教育政策課長

実際ですね、今回協議するに当たってなのですけれども、本市が発注する建設工事の予定価格については、一者随契とか除く全ての契約方法において事前公表を実施しているから、そういった大型事業であることも鑑みて、本事業についてもやはり予定価格を事前公表とすることがふさわしいという判断をいたしました。

○平野委員

大型事業だから公表することがふさわしい。ちょっと意味がよく分からないのですけれども。それはどういう、大型事業だから公表するのがふさわしいというのはどういう意味ですかね。どういう意味があるかというのが分からないのですけれども。

○奥教育政策課長

いずれにいたしましても、契約事務規則の趣旨にのっとったのと、今回、ほかの事例とかも含めて大型事業につきましても、公表する形を取っている、例にならなくてというところで公開に至ったと思っております。

○平野委員

それで、各大型事業のいわゆるこの入札価格が予定価格により近くなって落札というのが決まると、そういうことを誘導した結果そうなっているというふうに見えますね。

○柏木教育部長

今回、入札が要件設定型一般競争入札というものを行っておりまして、ある程度の要件を満たした仕様書並びこの落札者を決定する条件というのを定めております。

この要件設定型一般競争入札というのが、一時期、公共工事で安く入札してよくない工事をするようなこういった業者さんを入れさせないというか、そのために要件設定型一般競争入札というのが国のほうが導入しまして、その意に従って今回入札を行ったと、そういうことでございます。

○平野委員

それについては、最低入札価格というのを設定してですね、そういうものを防止できるのではないのですか。

○柏木教育部長

最低入札価格という、要件設定型で今回こういう予定価格を公表して、それよりももちろん最低価格っていうのも定めて、その間で入札、予定価格を公表してもそれよりも低い金額、ずっと抑えて入札をしてくるという可能性がありますから、それを防ぐために最低入札価格というのを設けたということ。

○平野委員

ですから、あなたが言うね、安かろう悪かろうというようなね、そういうものをしてはいけないというのでね、その事前公表するというふうに説明があったのですけれども、そういうのを防止できるのではないですかと、最低価格を設定することによって。

○柏木教育部長

予定価格については公表しておりますが、最低入札価格については公表しておりません。

○平野委員

ですからね、そういう変な業者が入ってきても、それは分からないわけですからね。最低価格というのは分からないわけですから、あなたは失格ですよということになるのではないですか。

○稲尾教育部次長

入札価格の公表については、国土交通省あるいは総務省のほうから指針が出て

います。公表することのデメリットの一つとして、今、委員から御指摘があったように高止まりになるのではないかと、あるいは、業者の見積り努力がなくなるのではないかとということも言われてますが、片方においては、談合等の不正防止にはやはり予定価格の公表が非常にメリットとして、不正行為の防止ですね。

○平野委員

その公表することによって。

○稲尾教育部次長

はい。これは国のほうの指針で書いてある。

○荒金委員長

答弁、いいのですか、そこまで。

○稲尾教育部次長

はい。そういった国のほうからの指針で入札価格の公表については、一部でデメリットということの御指摘もありますけれども、メリットの点においてはそういったメリットがあると言われております。

○安部委員

次長、記録に残りますからね。正確に情報を伝えたほうがいいと思います。

ここに、総務省の予定価格の事前公表のメリット、デメリット、総務省の見解があるのです。デメリットの中に、談合が一層容易に行われる可能性があること、積算能力が不十分な業者でも参加できることともろもろ書いていて、これが結果、高止まりになるということが指摘されています。逆です。談合が一層容易になると書いています。

それとメリットとしては、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能になると。唯一メリットが挙げられているのはこれだけです。だから、平野委員が言っているのは、高止まりになることと、さっき部長が言っていたけれども、安いと言いますけれども、今のこの過去の一、二年の入札状況を見ると99.8%とか98%で高止まりもう既にしているのですよ。

です。ので、何でこの方式をつくったのかという理由になっていないのですよ。です。ので、そこを明確にするべきだと思います。

○荒金委員長

答弁いかがですか。

ちなみにこういう公表というのの大型施設という基準はあるのですか。

○奥教育政策課長

この基準につきましては、先ほどお話ししました別府市契約事務規則第40条ただし書でできる規定になっているということと、あと、今回の入札参加資格審査委員会の協議の中で決まりましたので、案件に応じて毎回こういった審査委員会等を開催して審議をした上で決めているというのが実情でございます。

○荒金委員長

そういう審査委員会で上限価格を公表するということが了承されたという意味ですね。

○奥教育政策課長

おっしゃるとおりです。その委員会の中で審議をしまして、予定価格を公表する形が望ましいという結論に至りました。

○安部委員

最低制限価格はつくのでしょうか、当然。公表はしていないけれども。そこが問題なのです。

○奥教育政策課長

おっしゃるとおり、最低制限価格につきましても設けております。

○安部委員

そこが気をつけないといけないということですね。

○荒金委員長

それは公表はしていないけれども設けているということですね。

○安部委員

それがだから時々漏れるのですよね。それでいろんなところで事件が起きるのですよ。ですので、気をつけて、本当に気をつけて審査しないといけないということですね。

○荒金委員長

ほかに御質疑ありませんか。

○穴井委員

予定価格と最低入札価格、その差っていうのはどのくらいあるのですか。

○安部委員

それは言えないです。

○黒木委員

公表できないです。

○荒金委員長

上限と下限の差がどのくらいあるかという意味ですか。

○黒木委員

差が出たら大体分かるでしょう。

○奥教育政策課長

事後で公表しておりまして、最低制限価格は税込みでなのですけれども、15億815万655円です。税込みで見た場合の予定価格は16億7,322万3,200円。予定価格のほうから先にお話しします。税込みで予定価格は16億7,322万3,200円。同じく税込みの最低制限基準価格は15億815万655円でございます。

○荒金委員長

よろしいですか。

○平野委員

1億7,000万円ぐらいの差があると。

○荒金委員長

ほかに御質疑ありませんか。

なければちょっと私、別件で図書館の一体整備の財源補正という内容で恐縮なのですが、昨日の寄附金の件で図書館のですとか、来年からまた着工ということが出ていました。

私は、今年1月から図書館で今行われています別府名誉市民展、これが3月18日までだったかと思うのです。私も見に行きまして非常にすばらしい、荒金啓治さん、稲尾さん、佐藤文生さんとめったに見られない内容が展示されておりました。ちょっと会場の都合上、詰め込んだ感じもありましたし、なかなか市民の皆さんも情報は知っていても見に行けてないのではないかなという懸念があります。もし可能であればちょっと一回閉めた後、新年度になってでもですね、例えばこちらの本庁舎とかで会場を設けたりして少し期間を実質延長をして、多くの皆さんに見ていただくと。これは、来年が別府市政100年と、また、別府図書館も昨年から100周年と、それでまた新図書館も令和7年度に開設の姿が見えてくるという中でね、非常にこう優れた企画だと思うので、これはもう答弁は要りません、そういうことも検討をいただけたらということをお願い申し上げます。

ほかに御質疑は。

はい、どうぞ。

○森山委員

小さいことだけども、南立石幼稚園の屋根ね、塗装なのだけれども、東側だけして西側だけしていないのです、全く。まあ予算の関係もあるでしょうけれども、やはり足場をかける二度手間になると思うのですよね。それこそ無駄ではないかなと思いますので、補正でも上げてね、やはりしっかりとした対応をしていただきたいと、これは要望でいいのですけれども、できるだけ早くしてください。

それについてはどう思いますか。

○奥教育政策課長

委員さんからお話もいただきましたし、御要望、やっぱりその園を使っている関係者の方からも御要望があって、実際屋根のさびが多かったところがありましたので、その分を改修いたしまして、ただ、建物自体がくの字型になっていまして、本来でいくと委員さんがおっしゃられるとおりですね、全体の改修ができればよかったですけれども、そうしたときに見積りを取ったときに幼稚園全体の予算を超える、屋根全体をした場合はですね、市内の幼稚園の全部の1年間の改修費用を超えるぐらいの金額になってしましまして、実際にそれで雨漏り等を、今後、心配が例えば残されているところはまだ、そういった心配がないということで、改修が必要なところだけに限った改修とさせていただきます。いずれにいたしましても、今回限られた予算の中でこういう有効にと考えたときに、全ての園の中で優先順位を決めて、改修が必要なところから順次行っていきたいなというところがございます。

○森山委員

それだったらね、やはり、公共施設、長寿命化というかね、やっぱり長寿命化していくのに、かなりさびがあるのは素人から見ても分かるわけよね。だからそういうのっていうのは、やはりきれいに塗装をして長持ちさせるというような考え方をしないと。ただ予算が、ほかにもあるからできませんよ、確かにほかも分かりますけれども、片側を改修するのに足場を組んだ以上、反対側もしたらね、いいのではないかなと、市民も言っているわけです、これは。だから、そういうことについては、今、課長が言うように、予算もありますからできませんよっていうのではなくてね、補正かなんかね、新年度でも予算を拡充するなりしてやっぱりしていく。ほかの施設でもそうよ、同じような考え。そのような考え方でやっていくべきではないかなとまあこのように思っているのですね。

○荒金委員長

直接の議案の範疇ではありませんが、御要望として意見を聞いておいてください。

ほかに御質疑ありませんか。

○安部委員

図書館のこと聞いていいですか、図書館。

議案外でいきましょうか。

○荒金委員長

議案外。ちょっと一回休憩してからそれはしましょう。

ほかに議案に関しての御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

では、ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第11号)教育政策課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号、教育政策課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第24号、別府市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一

部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第24号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第36号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と発言する者あり。)

御異議がありますので、挙手による採決を行います。

お諮りいたします。

議第36号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

挙手多数であります。

よって、議第36号については、可決すべきものと決定いたしました。

以上で教育政策課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 (12時03分)

再開 (12時06分)

○荒金委員長

はい、お待たせしました。

では、再開いたします。

次に、社会教育課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第11号)社会教育課関係部分について、及び議第37号、公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について、並びに、議第38号、他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議についての以上3件について、当局から一括して説明願います。

○柏木教育部長

続きまして、社会教育課関係議案の審議を何とぞよろしく願いいたします。

議案の説明については、担当課長のほうから説明します。よろしく願いします。

○古本社会教育課長

それでは、議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）のうち社会教育課関係部分について御説明させていただきます。座って説明させていただきます。

初めに歳出予算でございます。予算書の52ページをお開きください。

11款5項5目0633、コミュニティーセンター管理運営に要する経費の追加額として、休業補償費43万3,000円を計上するものです。別府市コミュニティーセンターは、指定管理者が管理している施設でございますが、今回、温泉管改修工事のため、コミュニティーセンター内にあります温泉施設部分、通称芝居の湯と言われる部分でございますが、令和4年8月1日から同月31日までの1か月間休館をいたしました。

今回、この間の温泉利用料金の減収分を指定管理者に補償するものでございます。

補償費の積算に当たりましては、休館期間を除く令和4年4月から9月までの5か月間の各月の入浴料収入の前年度比を算出したしまして、その平均値を令和3年8月の入浴料収入に乘じ、休館期間の収入見込みとしております。

また、指定管理者が毎月負担します光熱水費が休館期間中は減少することから、この減少分を収入見込みから差し引いた額を補償費として算出しております。

次に、予算書7ページをお開きください。

繰越明許費の補正でございます。11款教育費5項社会教育費、少年自然の家施設整備事業でございます。

これは、令和2年10月より休所中の少年自然の家おじかの今後の施設に関する計画を検討するための基本計画策定委託業務を一般競争入札にて公告いたしました。

しかし、1回目の入札につきましては、入札不調となり再度公告入札に付したことから履行開始が遅れ、年度内での事業完了が見込めないため、事業費2,200万円を繰越明許費として補正計上するものでございます。

同じく5項社会教育費、美術館施設整備事業でございます。

美術館施設整備事業は、市民課事業の男女共同参画センター施設整備事業と事業の対象となる建物を共有しておりますことから、本事業を一括して実施しておりますが、世界的な半導体などの供給不足による機材の納品遅延により、今年度内に予定しておりました事業の完了が見込めないため、社会教育課部分の事業費1,176万9,000円を繰越明許費として補正計上するものでございます。

次に、議第37号、議第38号は、関連いたしますので一括して説明させていただきます。

議案書55ページから57ページになります。

議第37号、公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について、及び、議第38号、他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議については、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、協議により別府市立図書館を52ページ項番1に示しております大分都市広域圏を構成する大分市ほか5市1町の住民の利用に供すること及び同じく大分都市広域圏を構成する大分市ほか5市1町の図書館を本市の住民の利用に供させることについて、同条3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これは、大分都市広域圏の連携項目の一つであります、公共施設の相互利用の促進として現在取り組んでおります社会教育施設、スポーツ施設などの相互利用に図書館を加えるもので、利用方法はそれぞれの図書館を設置する自治体の条例、規則などの定めるところにより、運営管理費などの経費の負担につきましては、それぞれの自治体が負担するものでございます。

以上、社会教育課関係議案について御説明を終わります。

御審議のほどをよろしく申し上げます。

○荒金委員長

以上で、当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第1号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第11号）社会教育課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号、社会教育課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第37号、公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第37号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第38号、他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第38号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で社会教育課関係議案の審査を終了いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。

これをもちまして、厚生環境教育委員会を終了いたします。

○閉議：12時14分